

1. 件名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の放射性廃棄物処理場に係る申請スケジュールに関する面談
2. 日時: 令和4年8月19日(金)10時00分～10時50分
3. 場所: 原子力規制庁10階南会議室 ※TV会議により実施
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門
金子安全規制調整官、立元管理官補佐、真田安全審査官、
井上安全審査専門職、中澤安全審査官、矢野安全審査官
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所 バックエンド技術部 技術主席 他6名
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. 提出資料
・放射性廃棄物処理場のアスファルト固化処理停止に係る許認可スケジュールについて

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	原子力聖書のようにございます本日はですね原子力機構の原子力科学研究所の廃棄物処理場の許認可スケジューかかる行政相談、面談スケジュールに関する面談ということで資料準備してございますので、
0:00:17	いただいた資料について三崎校の方からご説明をよろしくお願いたします。
0:00:28	はい。原子炉機構尾崎部長以上のストウス。本日はお時間とっていただきありがとうございます。本日ですが、
0:00:36	少々お待ちください画面共有させていただきます。
0:00:43	内容としましてはですね、放射性廃棄物処理場のアスファルト固化処理停止に係る許認可スケジュールについてということで、ご説明させていただきます。
0:00:56	まず1ポツの概要でございますが、我々放射線明部長城におきましてはですね北へ来物の処理を行っている施設に第2廃棄物処理棟というのがございましてこちらのアスファルト固化処理をですね、
0:01:10	原科研における液体物の発生状況であったり、第3廃棄物処理棟似たような設備としましてセメント固化処理というのがございますのでそういったもので代替をすることができるといったことを含めまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:23	施設設備の合理化の検討を進めまして、アスファルト固化処理をですね、提出することを行っております。
0:01:31	今回の相談内容でございますが、
0:01:34	現在こちら行っておりますアスファルト固化処理停止に係る原子炉設置変更許可申請、
0:01:41	そちらがですね、8月にですね許可取得見込みであるといったところからですね、
0:01:47	今後のですね、原子炉施設の保安規定の申請、それから核燃料物質使用の許可と、それから同様に保安規定の時節基準についてのご相談とさせていただきますと。
0:02:01	今後のスケジュールということで早速スケジュールでございますが、まず令和4年8月にですね、アスファルト固化処理停止に関わる、
0:02:10	原子炉設置許可の申請を、許可をですね取得見込みとなっております本来であればですねこの許可取得を早々にですね、この内容を踏まえた保安規定の、
0:02:21	認可申請を行うことが理想的だと考えておりますと。
0:02:25	ただ一方でですね、令和5年1月、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:28	2号車佐伯部長以上の新規制基準対応に関わる設工認の最終申請ということでまとめてですね。
0:02:35	複数案件ございますが設工認その9として申請を行う予定でございますと。
0:02:41	アスファルト固化処理停止に関わる機器の閉止措置等につきましてはですねこちらの設工認その基準の中でですね詳細決定して対応を行う予定であると考えております。
0:02:54	また、設工認の認可を見越してですね、そのあとになります令和5年8月に新規制基準を網羅した原子炉施設の保安規定の申請を行う予定となっております。
0:03:07	こういったことを埋めまして、申請を合理化するといった観点ですね、
0:03:13	保安規定につきましては令和5年8月にまとめてアスファルト固化処理停止と新規制基準対応、こちらの認可申請を行いたいと考えておりますと。
0:03:25	ただですね、許可が出た後しばらく、当面先の保安規定の認可申請になってしまうので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:32	そちらの保安規定が認可されるまでの間はですね管理上の話になりますが、新しい駅佐伯物の区分Bというのがですね 3.7×10 の事情。
0:03:42	ベクレルパー立方センチメートル以上の
0:03:45	3.7×10^{-3} 乗ベクレルパー立法設置メートル未満といったところですが、
0:03:51	当面の間はですね、
0:03:55	3.7 件、これまでのですね、基準であります 3.7 ヶ月中の事情ベクレルパー立方設置メートル以上のものはですね、
0:04:04	第三営業部処理等に受け入れて導入したり処理等を行わないといったことを考えておりますとこちらですね、所内の内部規定によって、高速の縛りを行いたいと考えております。
0:04:16	続いて、核燃料物質使用施設になりますが、こちら前回行わせていただいた行政相談を踏まえまして、
0:04:25	アスファルトの固化処理停止、それから原子炉施設の新規制基準対応の
0:04:30	反映版ということでフルスペックでのですね申請を考えているといったところがございますと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:37	こちらにつきましてはですね原子炉施設における設工認その9の議論、 一部設工認の中でですねどこまで対応するかといったところもございま すのでそういったところを踏まえて、令和5年の8月ですねこちらの、
0:04:49	先ほどの設工認その9の認可と併せてなっておりますが、そちらにま とめて申請を行う予定。
0:04:56	予定と考えております。
0:05:00	その間につきましてもですね、施設の1こちら許可と保安規定同時に申 請しまして、保安規定が認可される前田までの間ですね度、こちらも同 様に、使用施設についても同様に、
0:05:13	3.7×10の事情ベクレルパー立方センチメートル液体廃棄物の受け入れ 貯留処理は行わないといったことを考えてます。
0:05:21	いったものでございます。なお実態としましてはですね平成30年度以 降になりますが、この3.7×10の事情と、
0:05:29	いったところを超える液体劇物発生していないところも使用もそうなん ですが、ないことから支障がないものと考えているものでございます。
0:05:37	うん。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:39	はい。今、お話をさせていただいたところは表1といったところで、スケジュールをですね最後の5ページになりますが、つけさせていただいておりますと。
0:05:51	今、お話をさせていただいた内容んがこちらに集約されているものになっておりまして原子炉の新規制につきましては、
0:06:01	ここにそのQがまず1月からですね、
0:06:06	1月にかけてですね。
0:06:08	これ認可見込み時期になりますが、このあたりでさ、
0:06:12	最初の申請を行うと、その後保安規定や、その他、使用前事業者経済部が同様に教授に動いていくといったところを考えております。
0:06:21	今回申請を行っている原子炉のアスファルト停止につきまして許可8月見込みで真穴所内規定で一部縛りをかけた後、
0:06:29	こちらにつきましても保安規定もまた同様に8月と。
0:06:34	面接購入アスファルトで謝絶後にその級と同時に行うことを考えておりますので同様の線引きとさせていただいているといったものになります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:43	核燃料物質使用施設につきましては怨恨許可申請と保安規定の申請合わせてですね、こちら後、設工認がある程度見えてから認可受けてからですね申請を行うということでは、
0:06:56	ほとんどの案件がまとめてですね、令和5年の8月になりますが申請を行うと。
0:07:03	いったことを考えております。
0:07:07	続いて、申請の内容でございますが、
0:07:11	概要について記載させていただいております。まず核燃料物質の使用の許可変更につきましてですが、
0:07:19	まず原子炉設置の変更許可申請に伴う変更ということで今回申請させていただいているアスファルトの固化処理の停止と、
0:07:27	それに伴う蒸発処理装置ポツに廃液貯槽ポツ2といった装置もございましてそれらを使用停止を明確化して閉止措置を記載するといったもの。
0:07:37	それから第3廃棄物処理棟で受け入れて貯留処理する液体物の区分をですね先ほど申したように3.7ヶ月10-3乗ベクレルパー立方センチメートル未満に変更すると。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:48	それから液体廃棄物の区分をですね、従来A区分Bワンツー区分B I I 部分と分けておりましたが区分とB区分と、B区分の上限が先ほどのこ ちらの中の三条に変更するといったものと、
0:08:00	またこれに伴いまして放射線業務従事者であったり、管理区域境界それ から周辺監視区域境界における一般工事の放射線業務従事者、すいませ ん。
0:08:10	何協会、一般公衆につきましては、一般公衆ですね、失礼しましたそれ から、事故時の一般公衆の線量評価を見直すといったところを行う予定 であります。
0:08:22	それとあわせてですね今原子炉施設の新規制基準対応の記載の追加とい うことで北海施設における感知であったり、津波防護対策であったり通 信連絡設備その他、
0:08:34	の対応を追加するといったところと、
0:08:37	規則への適合に係る説明の追加ということでこちら今現状、保管施設し か記載がないといったところがございますので
0:08:46	支店施設についてこれらを追加するものとなっております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:51	それから原子炉施設の方でございますがアスファルト固化停止の保安規定の申請なようでございますが、基本的には、一応先ほどのと同様で、
0:09:03	第2 廃棄物処理棟への引き渡し行為や、処理行為の提示、
0:09:07	それから、
0:09:09	各設備のですね使用停止と、第3 期分処理等の受入基準の変更、レベル区分の変更といったところでございますと。
0:09:19	それからアスファルト固化装置の停止に係る設工認対応としましては廃液受け入れシステムの閉止措置と、それから処理設備の熱源となる加熱蒸気L P Gシステムの閉止措置ということで閉止フランジ等の設置等を考えております。
0:09:33	あと参考として記載させていただいておりますが設工認その9 での申請についてはこちらに記載されているもので、外部事象影響の評価であったり、
0:09:43	間瀬。
0:09:44	管理区域外への漏えい防止対策積等であったり消火設備の設置であったりといった複数ですね申請を一気にまとめて行うことを考えておりますと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:55	原子炉施設の保安規定新規性基準対応につきましてこれらですね、
0:10:00	設工認を受けてですね、その内容を盛り込んでいくといったものと考えているものでございますと。
0:10:07	簡単ではございますが説明については以上とさせていただきます。
0:10:17	朝、
0:10:18	質問すればいいですか。
0:10:21	あれ、聞こえますかー。
0:10:23	よろしくお願いします。
0:10:25	規制庁の真田ですけど。
0:10:30	仕様からは2点。
0:10:33	聞きたいと思います。
0:10:35	1点は簡単な話で、1点は調整したいなっていう話です。
0:10:41	今後のスケジュールをちょっと投影してもらっていいですかね。
0:10:53	はい。
0:10:54	これでその仕様の変更許可と保安系の話なんですけど、
0:11:02	これちょっと極めて一般的な話しますけど

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:06	許可、そう、後段規制との関係で、その申請のタイミング、順番の話なんですけどね。
0:11:15	基本的にその後段規制なので、保安規定って後段規制じゃないですか。
0:11:21	従って、許可を出しました。
0:11:24	許可がありました。
0:11:26	それからその許可の内容に基づいて、後段規制である保安規定の申請をする。
0:11:33	ということで、一般的には、今その変更許可と保安規定を、
0:11:41	同じタイミングで出しますってことなんだけれども、
0:11:45	変更許可の仕事が終わってから、
0:11:48	坂上の
0:11:50	下から3列目の、
0:11:52	変更許可の申請をして、許可の仕事が終わりました。
0:11:57	そのあと2、保安規定を出して、保安規定の認可を取ると。
0:12:03	いう形で、一般的には対応されていて、
0:12:08	原科研も含めて、
0:12:11	機構の主要施設スケジュール調整。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:17	定期的にやっていますけれども、ずっとそういう対応で、
0:12:20	きていますと。
0:12:23	もちろんその変更許可と保安規定を同時に出すっていうのは
0:12:27	手続き的にも問題ないし、その元に、
0:12:30	その新規制対応では、いわゆる新規制基準対応では、審査を合理的に進めるために、同時に出してもらって、一体的にやりましょうね。
0:12:42	ていうのをやりましたけれども、あれはあくまでその新規制対応だからであって、
0:12:48	一般的にこの仕様のこの話は、
0:12:52	新規制対応でもなく、特にこれは単なるアスファルト効果性質の羽根であるということで、何か特殊な案件でもないの、こういう形で
0:13:03	の変更許可と保安規定を同時に出して、許可と認可のタイミングを調整図りながらやる。
0:13:12	ていうような案件でもないの、
0:13:14	この線表については、
0:13:18	変更許可を出して、
0:13:20	変更許可が終わって、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:22	そのあと 2、保安規定を出して保安規定を認可をとると。
0:13:27	いう形で、
0:13:29	線表を書き換えてもらった方がいいと思ってますけど、この点どうですか。
0:13:37	はい。まずご指摘の点は、まずおっしゃる通りですそれが本来のやり方だということは重々承知されますんでまず結論から言うと、ちょっと
0:13:50	その方向で考えさしていただきたいと思います。それで今お話今 1 人ちょっと新規制の方で、そういうやり方を、これまでやってたというところもありましてちょっとこういう線表を聞かさせていただいたというところがありまして、
0:14:05	ちょっとあれですねあそこが一に特化というよりは、炉の新規制を思いっきり取り込んでいくということもあって前はそれで設工認その 9 の取り組みがあって、
0:14:18	ちょっと今許可申請の変更か申請のタイミングもちょっとすぐっていうところに引いてないんですけども、ちょっとそういったところもあってそういう線引きしたんですけども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:30	ちょっとそこに関してはもう今のその話とは切り分けて本来の普通のあり方ですよっていうお話いただきましたので、そこに関してははいそういう方向で線引きさしていく、いただくようにいたします。はい。
0:14:49	阿井サナダです。わかりました。何で答えはイエスだということで書きましたので、今後うちとの関係だとこの類の線表って定期的に
0:15:01	選ん各部とのアサカイとか、
0:15:03	使用班との関係でいろいろ表を作ってもらってますけど、次表に落とし込む時には、ちょっとそういった形で、
0:15:11	書いてもらって出してもらえればいいのかというふうに思いますんで、
0:15:16	対応をお願いします。
0:15:18	で、もう1点の話はちょっとこれは調整が必要だと思うんだけど、
0:15:24	その
0:15:25	申請の時期なんですよ
0:15:29	来年の8月です。
0:15:31	ちょっと1年間かかっちゃいますということなんですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:36	で、そこはちょっと調整とか議論が必要なんじゃないかと思ってますけど。
0:15:44	とそもそも一般的な話をしますけどその使用の場合は、
0:15:51	変更許可で、いわゆる廃止とか停止とかっていうのを、
0:15:57	対応してますので、
0:16:00	使用しなくなりました。
0:16:03	また使うのであればいいんですけど、もう恒久的に停止しますとか恒久的に廃止をするっていうことであれば、
0:16:11	それが生じたタイミングで、速やかに変更許可をかけましょうねっていうのが、原則、ありますよね。
0:16:18	従って、アスファルト固化施設の
0:16:22	停止をすると、いうことに、
0:16:25	なって、
0:16:26	試験炉側の審査が大詰めを迎えたので、
0:16:31	何か低い帰りということもなさそうだから、
0:16:34	いよいよ申請の準備が整いましたと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:37	従って、速やかに変更許可を出すってということなんだと思うんだけど も、1年後であると。
0:16:45	ということなんだと思うんです。
0:16:47	これはなぜかというと、
0:16:56	2ページ目に行ってもらった方がいい。
0:17:01	東映で言うと、2ページ目に、
0:17:07	はい。
0:17:09	それですか。
0:17:12	①。
0:17:13	これはその3ポツの①でありますよね。
0:17:16	これはその炉の設置変更許可の反映がございましてと。
0:17:23	02D、
0:17:26	とろ能
0:17:29	新規制対応のはね、
0:17:33	アスファルト固化施設の停止とは無関係であるものの、
0:17:39	仕様にも羽根が必要なものがございましてと。
0:17:43	ということで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:46	①と②を2段ロケットで申請するものではなくて、1段ロケットで申請した方がいいよね。
0:17:54	という考え方だと思うんですね。我々も2段じゃなくて1段でやっても良かったらもうそれはいいと思いますけど。
0:18:00	そうなる等試験炉の設工認が終わらないと出せないなので、従って、
0:18:08	アスファルト他の停止の話はちょっと設工認を出すんだけど、
0:18:15	申請の準備としては何とか力技で出せるんだけど、
0:18:19	試験炉の設工認が、
0:18:22	終わってませんので、従って試験炉の設工認が終わるタイミング、それはすなわち来年の8月にならないと。
0:18:31	出せないんです。
0:18:32	そういうことですね。
0:18:37	議長。はい。基本的におっしゃる通りですそれですいません試験の設工認というところで一応念のためお話しすると、あそこがCに関する設工認は
0:18:52	あまり深い内容がないので、その取り組みは問題ないんですけども、
0:18:59	基本的に

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:04	そうですか 3 ポツ 4 のところで、実は
0:19:09	新規制対応としての設工認が大量に残っているというところで、そのこの内容の取り込みに関してはここである程度議論をしていかない。
0:19:20	というところがありますもちょっと 8 月というところでは前倒しはできるだけ考えたいと思いますが、いずれちょっとこの節項にその 9 っていうのがんところの議論をある程度踏まえた上で、ところで、
0:19:34	デフ話に出てから今考えておりますはい。はい、真田です。
0:19:40	そうなんだとするとね、
0:19:45	例えばこの 3 ポツの①みたいな本当これサブの話なんですね。
0:19:50	中身がある話なんだけど、②みたいな話は仕様でいうと形式的な話で、
0:19:59	これは原子炉機構の申請の間、ストラテジーによると思うんだけど、
0:20:04	どこまでの流動でかけたって話なんですよ。
0:20:10	一方の許可がおりました。
0:20:12	なので、設置変更許可ですよ。どの設置変更許可がおりました。
0:20:18	別の設置変更許可側と整合性を図るために仕様も変えました。
0:20:24	ぐらいの話で本来としてはいいんだけど、いやいやとその原子力機構としてはですね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:30	仕様においては、かっちり、
0:20:34	原子炉施設の設工認張りの細かい粒度まで、サブの話じゃないにもかかわらず、しっかり反映し切らないといけないんですっていうストラテジーなのであればわかるんだけど、
0:20:48	そもそも炉、炉の設工に張りの話をね、
0:20:55	か書かないといけないんだろうか。
0:21:00	その津波防護対策みたいのを、ものすごい設ちょっと施工に何か書くのかわからないんだけど、設置工事すごく細かいことを書きますと、
0:21:11	それも形式的に仕様に引っ張らないといけないんですかね。
0:21:16	要するに炉の設置変更許可と整合してればいいんじゃないですか。細かく書くのは、炉側の仕事でやればいい話で使用側でそれ審査しないんだよね別に。
0:21:28	形式的にその炉、炉でも細かい審査して使用でも細かい審査をしてもらいたいがために書きますということだったら、
0:21:36	話は別なんだけど、別にじゃそういうことしませんのでね。
0:21:40	単に色と、形式的に合ってるんですね、くらいの話しか見ませんから。
0:21:46	したってその、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:48	労働施設工認が終わらないと。
0:21:52	使用施設は出せないんでしょうか。
0:21:56	ですねスウェイを設設工認のことを全部細かくカクウという必要性はないと思ってます。
0:22:06	今、ちょっとこちらで思ったイメージは、細かく書かないっていうところまでは考えてなかったんですけども、ある程度内容が固まったところでっていうふうに思ってたんですけども、
0:22:19	もう今のお話ですと、いわゆる炉の許可に書いてるレベルのところの基本的なお話ですか。
0:22:28	基本的な概念が取り込まれていればOKっていうことであれば、そこは書くことは可能です当然はい。
0:22:39	菌田です。
0:22:41	そういうことなんで次の作業としてはこうすればいいんだと思います今うちらもその何も材料がない状態で話してるから、多分これ以上議論できないと思うんですね。
0:22:51	なので、
0:22:52	例えばこの3、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:53	土地1の①の1ポツありますよね。
0:22:58	この話はもう、
0:23:00	今この段階で申請できるのができないのか。
0:23:05	をまず整理するんですね1ポツ目を対応しようとする使用の変更許可で、この場所にこういうのかこんな感じのやつを書こうと思ってます。
0:23:17	丸井。
0:23:18	なのが、炉の設工認側の話も取り込んで、何かこういう話をうかがわな いといけないと思ってるんです。0なのか。
0:23:28	どっちか、A案Bが考えてもらって、
0:23:31	やっぱりB案くらい書かないといけないよねってことなのであれば、炉の設工認を待たないといけないよねって結論になると思うんですね。
0:23:42	しかしながらAポツくらいでいいんじゃないの。
0:23:46	A案でいいんじゃないの。
0:23:49	ざくっと書いて、もう紙を設置変更許可のやつコピーして、対応すればいいんじゃないかぐらいの話だったらもう鮮新世で来ちゃうんですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:00	従って、3 ポツ 1 の①の 1 ポツ目については、もうすでに申請が出せると。
0:24:06	いう話になるわけですね。それを 1 個 1 個やっていけばいいんじゃないすかね。
0:24:11	ただ 3 ポツ 011 ポツは、今申請ができる準備が整っているのかと出てないのか、イエスカノーか整理してもらって、
0:24:20	2 ポツ目もう、これはもうクリアカットには出せそうな気すんですけど、今出せる。
0:24:26	ここの場所をこう変えるから、もうすぐに出せるんです。
0:24:29	やってもらおうと。
0:24:31	3 ポツ目はもうすぐ多分できちゃうんですね。4 ポツ目は、時間かかるんだけど、機構の中で計算回せば何とかかなりますね。
0:24:39	②のやつが何をどのように直すつもりなのか、っていうのを提示してもらって、
0:24:49	その今出せる内容はこういう書き方です。
0:24:53	いやいやフルスペックでその節項に張りの細かい話を書こうと思うとすると、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:59	これぐらいの書き方なんですってA案B案出してもらって、
0:25:03	そちら、それを我々と規制機構で議論して、
0:25:07	やっぱりB案じゃないと駄目じゃないかっていうことであれば、
0:25:11	我々もメインちょっとB案でやらないといけないんで1年後ぐらいにな りますっていう話を報告しますが、
0:25:18	A案くらいでいいんじゃないかっていうので、お互い落ち着いたんだと したら、すぐ出せますよね。
0:25:26	何ちょっと次はそういう話をしないですかね。
0:25:31	生じました。わかりました今の。そうですね。話としてはだから
0:25:38	実用、今お話しあった通りもう、もうこれはもう問題話問題だねって うところはおっしゃる通りですので今、観点ですね。
0:25:48	設工認へのがどの程度まで取り込むかってところで、ちょっと全然条項 に対してやっても意味がないんで代表例でちょっとお話して、
0:26:01	いうところですか。あと今もお話もありましたけど確かに後、実際時間 後、一番かかりそうなのは
0:26:08	いわゆる評価絡みですね、その辺に關してもちょっと対応、具体的にち よっと考えていきたいと思います。はい。承知しました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:20	はい。
0:26:21	以上です。
0:26:31	はい。すいません。規制庁の永戸イノウエですけども、まずちょっと試験の方の設工認のことをお伺いしたいんですけども、表1を、
0:26:42	出していただけますでしょうか。
0:26:47	表1を見るとですね設工認その9とか設工認のアスファルト停止。
0:26:54	こちらについてなんですけども、8月に当たるとか停止の試験の許可が終わりました。この後、4ヶ月ほど、
0:27:04	開くようなスケジュールになっているんですけども、こうやって何でこんなスケジュールが空くんでしょうか。なんか、許可終わったらすぐだ結構に、
0:27:13	だったのかなというんで、
0:27:15	思ったんですけども。
0:27:18	まずですね節項にその9に関しましては、
0:27:26	かなり早い段階が藤田のここ、当時は保安規定が今もう後で一本化して統合するという方向で20で、話はそっちが方向になっておりますけども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:43	ちょっとそこで入れ替わりでその保安規定ということを考えておりましたってというのがまず実態です。で、そういったことから、
0:27:54	もう設工認その9に関しましては
0:27:58	今のこの12月末1月頭っていうところから逆算して、これちょっと設計作業があるので設計作業を進めていたというのが実態です。
0:28:09	あと、あそこが停止の施工に関してはこれはもう施設工認はい文化あんまり分割しないほうがいいのかなというところで設工認その9に取り込んでっていうところで、
0:28:20	今、申請タイミング合わせてるというのがまず、これすいません実情としてはというところがございますはい。
0:28:28	はい、わかりました。だから結論に気が接見時間がかかるんで何ていうか、工程表上は早くすることは、なかなか難しいであろうと。
0:28:39	一方で安里DCの方は
0:28:42	まだです。
0:28:44	割とすぐにできそうだと、そんなイメージでしょうか。
0:28:48	そうですね

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:51	前倒し可能ですこちらに関しまして分割して、単独で出させていただきますことで、とてもちょっと中が11の下旬ぐらいにはちょっとなっちゃうかもなった思うんですけども、前倒し可能ですはい。
0:29:09	はい、わかりました。
0:30:21	はい。すいません規制庁の井上でございますけれども、先ほど設工認その期の中で設計に時間がかかるというお話ありましたけれども、
0:30:31	3ページの
0:30:35	3ポツのところ、設置工認その9の内容書かれて、
0:30:39	箇条書きで書かれておりますけども、
0:30:42	時間がかかるものって、この中の奴隷なんでしょうか。
0:30:49	溢水とか火災とかその辺に関してまず結論というと、主についたところ です。はい。
0:31:01	ばかり、溢水と、はい。
0:31:58	規制庁のタツモトです。すいません今の衛藤説明がミレー疑問から場所 を確認させていただきますと1ページ目の2ポツ、今後のスケジュールの2 行目。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:09	先ほど本来であれば早々に保安規定の認可申請を行うことが理想的ってあったんですけど、
0:32:14	これは保安規定だけなんですか、工認は必要ないんですか。
0:32:22	ごめんなさい。今2ポツの今後のスケジュールの最初のところですかね はい。
0:32:28	一つは、
0:32:30	ここはいコアのあそこが停止に関する設工認も含まます、失礼しましたはい。
0:32:39	理想的という話ではそういうことでさえ、
0:32:45	はい。本来であれば許可の後すぐに工認保安規定が必要ですよと言った後に、その申請の合理化って言って、
0:32:55	2パラ目ですか、申請の合理化ってのが出てくるんですけど、どの辺が合理化されるされるんですか。
0:33:09	えっとですねこれ要はこれこれまでいろいろ長い間新規制対応の中でずっといろいろな議論をこれまでさしていただいていた経緯がございますけども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:24	あまり申請をバラバラ出すよりは、もう申請はなるべく申請方、なんて いうか申請の件数ですよ。
0:33:35	そこはまとめていく方が審査が機械的に同じ内容を、複数本出すよりは 同じ内容でも一つに取りまとめた方が、
0:33:46	規制庁さんも含めて我々もそうなんですけども、市審査がウォリススム ーズに進むというところがございましたのでそういった観点で書かせて いただいております。はい。
0:34:01	規制庁タツモトです。今回であれば別に申請内容をかぶるわけではな く、止めるは止めるという話があってそれとは別に新基準の話があっ ていうところで、別に、別々に申請することで別2、
0:34:15	それはそれで進められるのかなと思ってますけどその認識合ってます か。
0:34:20	はいそこはおっしゃる通りあそこが停止の話と新規制対応の話は完全に 別枠という扱いでも問題はないと思っておりますはい。
0:34:34	規制庁タツモトです。
0:34:36	今の2パラ目のこれらの状況を踏まえての最後なんですけど、その第3 廃棄物処理棟での処理、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:43	<p>くれちょ、そういう処理は行わないことを考えております。これ許可も ちろんこれで許可取れてるので、考えるものにも、もう許可違反になっ ちゃうのでできないんですけど、</p>
0:34:56	<p>江藤、それを保安規定変えずに内部規定だけでやるっていうのはどうい う整理なんですか。</p>
0:35:03	<p>えっとですねこちらに関しましては</p>
0:35:07	<p>過去にこの辺の話ちょっと議論をさせてただ際に、まず、おっしゃる通 りまず保安規定も変えた方がいいというのがまず理想だというところ は、我々も生じております。</p>
0:35:20	<p>ただここに関しては保安規定が後でもう一度許可で縛っておいて我々の ところのハンドリングのところ、それを行わないというところも、</p>
0:35:35	<p>別にそれも何ていうか、完全にNGなわけではないっていうようなちょ っと過去の議論もありましたので、ちょっとそういうことも書かさせて いただいたというところがございますただ</p>
0:35:47	<p>今のご指摘の点は本来保安規定がまず変わってからっていうところはご 指摘の通りですので、そういうお話しでしたら保安規定を申請させて いただくことには全くやぶさかではございませんはい。</p>

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:25	規制庁カネコ 0。
0:36:29	今の設工認分離議論を踏まえると、保安規定もう新規性基準とあそこば っと富士市で出すっていうことになるのかしら。
0:36:41	細井。
0:36:47	議案原子力ですけどもあそこが停止を、設工認はけれども
0:36:54	分離させることは問題ございませんはい。
0:36:57	いや本当は起きて、
0:37:00	保安規定もはい、そうですね。
0:37:03	いやそこにも合流たら公園で分離するっていうそういう方向。
0:37:08	ですね、誤った了解をはい。
0:37:11	それとねあとおもう 1 点は今回の設工認は、特にあそこは停止の件なん ですけど、
0:37:20	別工事の内容が保安規定に張れる
0:37:24	ときもあるんですけどね、今回羽根側では、
0:37:30	今、ちょっとごめんなさい、今ちょっと声が音声ははっきり聞こえなか ったんでもうよろしいですか、すみません。はい、えっとね、あそこの 結婚の内容、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:42	ちょっともう1回説明します。
0:37:45	衛藤。
0:37:46	保安規定の内容は基本的には、許可の内容を問うリンクが一番強いんですけど、状況によっては、こういう施設工事の内容も踏まえた保安規定の内容になるときは、
0:37:57	あるんですけど、今回はそれと僕は停止に伴う設工認、Eを踏まえた、保安規定の羽根ってありそうですか。
0:38:08	はい。
0:38:09	節公園あそこが停止の設工認に特化した話でございますと、保安規定の羽根はないと考えておりますちょっともしちょっと精査ちょっとACAは不十分なところがございますがないと考えておりました。その旧いわゆる
0:38:27	新規制基準対応についてはいかがですか。今の我々の検討でいいですよ。
0:38:33	設工認その9、新規制対応に関しては保安規定にはねる内容がたくさんありますはい。
0:38:44	設置許可の内容じゃなくて設工認の内容が入るってことですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:50	おっしゃる通りです。はい。
0:38:52	例えばどうぞ。
0:38:55	当然ってよ。要はですね。
0:38:59	ここを今これ画面共有でご覧いただく3ポツ5のところ、これが保安規定新規の保安規定なんですけども、岸前検証とか通信なく設備とカー。
0:39:10	いろいろありますこれみんな全部設工認の項目なんですね。これを、いわゆる設工認っていうのはハードですので、それをソフトでどうするかというところに対して、みんなここにはね返ってきますので、
0:39:23	ここは完全リンクしますな。ですのでこれまで
0:39:28	設工認である程度議論をして、ハード対応等に、のすがどこまで必要でそれに対してソフト対応っていうところはどうかっていうところをちゃんと整理させた上で保安規定の申請はさせていただいた。
0:39:41	いうところがございます。
0:39:43	はい、わかりました。大体いい感触はわかりましたあそこから羽根はないけどもう、新規性基準のやつは、結構はねそうだったことですね。
0:39:53	はい、わかりましたありがとうございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:32	その後、はい。すいません規制庁井上ですけども、
0:40:38	ちょっと先ほどまでのお話を踏まえると、アスファルト固化停止の設工 認、保安規定、
0:40:45	お話と、新規制基準の設工認その9とあと保安規定のお話。
0:40:51	これ独立して
0:40:54	やれなくはないと。
0:40:57	いうことだと思いましたが、
0:40:59	これ
0:41:01	まずアスファルト固化の許可を終わりましたら、出せると、ここ停止の 設工認、そのあと保安規定。
0:41:10	その人じゃなくてもいい。はい。
0:41:11	5人とか来ては別に古見麻生。
0:41:15	あそこは停止関係の設工認保安規定、それをやった後に新規制基準対応 と。
0:41:22	そういった流れってことってできますでしょうか。
0:41:26	はい。東海林それ問題なく対応可能な対応できます。
0:41:36	あと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:39	規制庁タツモトです。
0:41:41	過去どういうやりとりがあったかっていうのは、置いていてですね本来、許可がおりたら、そのあと設工認保安規定っていうのはスムーズな流れかと思うので、
0:41:53	アスファルト固化後の停止についての設工認保安規定を速やかに出して欲しいと。
0:41:58	そこは衛藤、
0:42:02	認可を取った上で、それとは別に、新基準の方やって欲しいっていうところですけど。
0:42:08	ちょっと今重複したことを言いましたけど、そういうことで、イメージ合ってますか。
0:42:14	はい合ってますまず原理原則、はもうおっしゃる通りだということは私も認識をしておりますのではいその形で問題ございません。
0:42:29	はいそしたら、速やかに出すものは出すものというところでスケジュール組んでいただいて、またそこが固まりましたらご連絡いただければと思います。
0:42:38	はい、承知しました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:52	サナダです。
0:42:54	そうなる、あれですよもう、
0:42:59	新規制対応と、何だっけアスファルト固化っていうのは、独立してやる っていうことになったっていうこといいんですよ。
0:43:12	今の話では、炉の方に関してはもうそういうふうにするという話ですよ ね。そう。そう決定されたんだとすると使用はどうなんですか。
0:43:22	それを設備で管理する上でやるのかっていうのは、
0:43:27	まずは私の希望としましては仕様も切り分けさせていただけるとあり がたいです。変えるのは、あそこだけあそこから使用もあそこがどっか 以前、7月の行政相談でお話しましたが、
0:43:40	それに特化してもよろしいんでしたら特に問題なくしちょっと今、案件 が重なってるんでちょっと何月何日前ませんけども
0:43:52	割と速やかに申請できますので、はい。わかりました。
0:43:57	そうなる、
0:44:00	ちょっともう1回戻っちゃいますけど2ページ目戻ってもらって、
0:44:05	私先ほど次はこうしようかっていう話が2ページ目ですか。
0:44:10	したんだけどもそういう整理をする必要もなく、使用の方は、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:16	アスファルト固化の範囲の話はすぐ出せて、
0:44:19	次のいつになるかわからないんだけどいつの次の品で、
0:44:23	新規制対応の反映みたいな、ちょっと形式的なことをやる。
0:44:29	という感じですか。それで大丈夫かね。
0:44:34	私としましてはもうそうしていただけるとものすごく助かります。はい、わかりました。
0:44:43	じゃあ何か案B案とか言いましたけど、その作業は、
0:44:47	フェーズ 2、
0:44:48	次の便では
0:44:51	大体、
0:44:53	ちょっと計算の話がどれぐらいかかるのかちょっと後で教えて教えて次の面談時に教えて欲しいんだけど、
0:44:59	す。
0:45:00	いつの時期にしようなSPART効果が出せそうで、うちはちょっと早く出せないのかっていろんな人から言われてますんであんまりちょっと時間かけられて、ちょっと私も説明窮するんですけど、
0:45:15	次、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:17	次の日はいつぐらいになりそうなんですかっていう話とその他の変更ってというのは、時期はちょっと。
0:45:23	機構の他の元算の案件等のすり合わせもあるだろうからちょっと時期が大体これぐらいなりそうだみたいなんでいいんだけど、大体これぐらいなりそうで、
0:45:35	こういう球がありますみたいのをつい、
0:45:38	面談で示してもらえればというふうに思います。
0:45:42	承知しました。その辺整理して
0:45:46	またご説明させていただきます。
0:45:57	吉江です兼職規制庁からの質問はそれ以上になりますが、これは通して、一応機構から何か質問等ございますでしょうか。
0:46:09	小チラー処理場の方ワー大丈夫ですどうもありがとうございます。
0:46:17	大向もう、もう今、決定したらいいと。
0:46:21	うちとしては、もうスケジュールは、
0:46:24	だけチャンスそれでは
0:46:27	今回今、今日の面談で決まった内容で進めていくってことで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:32	今回は、申請の概要説明の面談になるっていう感じになる。試験炉も主要も、
0:46:40	はい。はい。麻生。
0:46:45	そういう認識でいいですか。はい。
0:46:48	もう独立してやってもらった方がいいんじゃない。もう、だって集まると他のさ塩野タイミングの話なんか、聞こえちゃってもいいと思うんです。もう関係ないですもん。
0:47:02	はい。
0:47:06	規制庁の真田ですけどちょっと次の段取りなんですけど香港の。
0:47:11	アスファルトの話は試験炉と使用とで一緒に面談する必要ないですよ ね。
0:47:17	今日ここで整理させていただいた状況ですと、もう一緒じゃなくていいかと思います。はい。
0:47:28	なので仕様については申請のスケジュールをリバイスして、もう1回面談しましょう。
0:47:36	承知しました。
0:47:40	試験炉はちょっと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:43	何だろう。
0:47:58	あ、すみません、慶長イノウエですけど、石山の方ですね今までの、今日の本日の議論を踏まえまして、スケジュールをまずお出しいただければ、
0:48:08	と思っております。その中で何か疑問点とかございましたらまた面談と。
0:48:14	市長に応じて面談という形をとらせていただければというふうに思っております。
0:48:19	はい、承知しました。
0:48:26	はい。学生じゃないそれはそれ以外質問内容なので本日の面談、これで終了いたします。ありがとうございました。ありがとうございました。どうもありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。